

114号)に規定する指定職の職務にある者」として別表の規定を適用する。

4 平成10年3月に支給する期末手当に関する第1条第3項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成9年富山県条例第46号)第1条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)第22条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

別表(第1条、第2条関係)

1 給料及び内国旅費

区分	給料	旅費					
		鉄道賃等	車賃	日当 (県外 の旅行 1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につ き)
					甲地方	乙地方	
教育 長	月額 850,000 円	鉄道 賃、船 賃及び 航空賃 の額 は、富 山県職 員等の	実費 額。た だし、 これに よりが たい場 合に は、1	2,600円 (宿泊 を伴わ ない線 路によ る旅行 で片道 250キロ	13,400 円	12,000 円	2,600円

3 同左

別表(第1条、第2条関係)

1 給料

月額850,000円

項の繰上げ

規定整備

旅費に 関する 条例 (昭和 32年富 山県条 例第36 号)の 適用を 受ける 職員に 準ず る。	キロメ ートル につき 37円	メート ル以上 の場合 には 3,900 円)
--	--------------------------	--

備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方とは、それぞれ富山県職員等の旅費に関する条例第20条第1項第1号に規定する甲地方及び同項第2号に規定する乙地方をいう。

2 外国旅費

国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する職務の級が7級以上の者相当額

(削る。)

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区分	支給額
鉄道賃	運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶に

一般職の旅費条例改正により実効性を失った規定を削除するもの
鉄道賃、船賃及び航空賃の支給額を定めるもの

(新設)

		より移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。) 、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
航空賃	内国旅行の航空賃	運賃 (運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。) 、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	国家公務員等の旅費に関する法律施行令 (令和6年政令第306号) に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

国家公務員等の旅費支給規程 (昭和25年大蔵省令第45号) 別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

宿泊費を定めるもの

富山県公害紛争処理条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第3条 略 （紛争処理の手續に要する費用）</p> <p>第4条 法第44条第2項の条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第10条の規定により陳述若しくは意見を求められ、又は鑑定を依頼された参考人又は鑑定人に支給する<u>鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料</u>又は鑑定料</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当又は宿泊料</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第5条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 （紛争処理の手續に要する費用）</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1) 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第10条の規定により陳述若しくは意見を求められ、又は鑑定を依頼された参考人又は鑑定人に支給する<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当又は鑑定料</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第5条 略</p>	<p>旅費法の改正により、公害紛争処理法施行令が改正されたことに伴う規定整備</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（附則第7項関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第6条 略 （一般の派遣職員に対する旅費の支給）</p> <p>第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）<u>第30条</u>において例によることとされている国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</p> <p>第8条、第9条 略</p>	<p>第1条～第6条 略 （一般の派遣職員に対する旅費の支給）</p> <p>第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）<u>第22条</u>において例によることとされている国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</p> <p>第8条、第9条 略</p>	<p>一般職の旅費条例の改正に伴う条ずれの規定整備</p>

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和7年12月15日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

記

令和7年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和7年11月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和7年12月8日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

財 第 94 号
令和 7 年 12 月 8 日

富山県教育委員会
教育長 廣島 伸一 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 7 年 11 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 5 号）
- 2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件
- 3 富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例一部改正の件

令和7年度11月補正予算（追加提案分）（案）総括表

1 一般会計

教育委員会

単位：千円

区 分	既定予算額	補正予算額	計	構 成 比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)	
教育総務費	事業費	5,958,144	23,171	5,981,315	7.7%	0.4%
	給与費	1,150,622	16,827	1,167,449		
	計	7,108,766	39,998	7,148,764		
小学校費	事業費	225,297	0	225,297	32.6%	0.0%
	給与費	29,583,744	329,412	29,913,156		
	計	29,809,041	329,412	30,138,453		
中学校費	事業費	193,292	0	193,292	19.1%	0.0%
	給与費	17,272,257	207,575	17,479,832		
	計	17,465,549	207,575	17,673,124		
高等学校費	事業費	6,958,975	11,934	6,970,909	27.0%	0.2%
	給与費	17,842,113	237,796	18,079,909		
	計	24,801,088	249,730	25,050,818		
特別支援学校費	事業費	2,121,330	1,916	2,123,246	11.7%	0.1%
	給与費	8,589,363	98,683	8,688,046		
	計	10,710,693	100,599	10,811,292		
社会教育費	事業費	671,413	1,658	673,071	1.3%	0.2%
	給与費	567,218	9,400	576,618		
	計	1,238,631	11,058	1,249,689		
保健体育費	事業費	451,727	2,260	453,987	0.6%	0.5%
	給与費	140,595	2,538	143,133		
	計	592,322	4,798	597,120		
合 計	事業費	16,580,178	40,939	16,621,117	100.0%	0.2%
	給与費	75,145,912	902,231	76,048,143		
	計	91,726,090	943,170	92,669,260		

令和7年度11月補正予算(追加提案分)(案) 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案見込額	財源内訳				備考
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
教育企画課 保健体育課	学校給食物価高騰対策 緊急支援事業	3,200	3,200				食材等の値上げによる学校給食及び寄宿舎食への影響に鑑み、保護者の負担を抑えつつ、その質を維持するための支援
教育企画課	学校運営費(全日制・ 定時制・特別支援)	7,402				7,402	
教育企画課	教育企画事務管理費	182				182	
教育企画課	総合教育センター運営 費	61				61	
教育企画課	総合教育センター管理 費	64				64	
教育企画課	高等学校建設事業費	138				138	
教育みらい室	魅力と活力ある県立高 校整備等推進事業(う ち高校オープンイノ ベーション支援事業)	363	181			182	人事委員会勧告に伴う必要経費 (会計年度任用職員の報酬 等)
教育みらい室	県立学校教育指導研究 推進費	170	170				
生涯学習・文化財課	社会教育振興管理費	159				159	
生涯学習・文化財課	埋蔵文化財センター運 営費	218				218	
生涯学習・文化財課	図書館費	1,281				1,281	
教職員課	学校多忙化解消推進事 業費 (スクール・サポー ト・スタッフ配置事業 費)	22,331			納 837	21,494	
教職員課	高等学校教職員費 (講師報酬(高))	5,370				5,370	
事業費計		40,939	3,551		837	36,551	

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳				備 考
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
給与費	教育総務費	16,827				16,827	月例給、期末手当・勤勉手当の支給月数及び教員給与の見直しに伴う増額
	小学校費	329,412	92,516			236,896	
	中学校費	207,575	54,754			152,821	
	高等学校費	237,796				237,796	
	特別支援学校費	98,683	13,812			84,871	
	社会教育費	9,400				9,400	
	保健体育費	2,538				2,538	
給与費計		902,231	161,082			741,149	
教育委員会計		943,170	164,633		837	777,700	

※注)納:納付金

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

経営管理部 人事課

項目	説明																								
1 改正の趣旨	<p>令和7年度の人事委員会勧告等を受け、一般職の給与改定（令和7年度の公民較差の解消等）を行うとともに、一般職との均衡から、特別職についても期末手当の支給月数の改正を行うもの</p> <p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）の施行に伴い、所要の改正を行うもの</p>																								
2 条例案の内容	<p>第1 改正する条例及び改正内容</p> <p>1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）（第1条及び第2条関係）</p> <p>(1) 人事委員会勧告（令和7年度の公民較差の解消等）</p> <p>① 給料表（第1条中別表第1から別表第5まで関係） 人事委員会勧告どおり改定</p> <p>② 初任給調整手当（第1条中第8条の2関係） 医師及び歯科医師（第1号及び第2号）に対する支給月額 の限度額引上げ</p> <p>③ 通勤手当（第1条中第10条の6関係） 自家用車等使用者に対する通勤手当額の支給額の引上げ</p> <p>④ 宿日直手当（第1条中第20条関係） 勤務1回に係る支給限度額の引上げ</p> <p>ア 医師又は歯科医師の宿日直勤務：21,000円→22,500円 イ その他の宿日直勤務：7,400円→7,700円</p> <p>※ 執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の 退庁時から引き続く場合</p> <p>ア 医師又は歯科医師の宿日直勤務：31,500円→33,750円 イ その他の宿日直勤務：11,100円→11,550円</p> <p>⑤ 期末手当及び勤勉手当（第1条中第22条及び第23条並び に第2条中第22条及び第23条関係） 支給月数の引上げ</p> <table border="1" data-bbox="450 1559 1404 1868"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>期末手当 勤勉手当</td> <td>1.25月 1.05月</td> <td>1.25月 1.05月</td> <td>2.50月 2.10月</td> <td>4.60月</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>期末手当 勤勉手当</td> <td>同 上 (支給済)</td> <td><u>1.275月</u> <u>1.075月</u></td> <td><u>2.525月</u> <u>2.125月</u></td> <td><u>4.65月</u></td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>期末手当 勤勉手当</td> <td><u>1.2625月</u> <u>1.0625月</u></td> <td><u>1.2625月</u> <u>1.0625月</u></td> <td><u>2.525月</u> <u>2.125月</u></td> <td><u>4.65月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給特法等一部改正法の施行 教職調整額の段階的引上げに伴い、教職調整額の支給対象 外である管理職の教育職員に対して本給加算を行うもの（第 2条中別表第3備考関係）</p>			6月期	12月期	計	合計	現 行	期末手当 勤勉手当	1.25月 1.05月	1.25月 1.05月	2.50月 2.10月	4.60月	令和7年度	期末手当 勤勉手当	同 上 (支給済)	<u>1.275月</u> <u>1.075月</u>	<u>2.525月</u> <u>2.125月</u>	<u>4.65月</u>	令和8年度	期末手当 勤勉手当	<u>1.2625月</u> <u>1.0625月</u>	<u>1.2625月</u> <u>1.0625月</u>	<u>2.525月</u> <u>2.125月</u>	<u>4.65月</u>
		6月期	12月期	計	合計																				
現 行	期末手当 勤勉手当	1.25月 1.05月	1.25月 1.05月	2.50月 2.10月	4.60月																				
令和7年度	期末手当 勤勉手当	同 上 (支給済)	<u>1.275月</u> <u>1.075月</u>	<u>2.525月</u> <u>2.125月</u>	<u>4.65月</u>																				
令和8年度	期末手当 勤勉手当	<u>1.2625月</u> <u>1.0625月</u>	<u>1.2625月</u> <u>1.0625月</u>	<u>2.525月</u> <u>2.125月</u>	<u>4.65月</u>																				

2 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）（第3条及び第4条関係）

(1) 給料表

人事委員会勧告どおり改定

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ

	6月期	12月期	計	合計
現行 期末手当 勤勉手当	0.95月 0.875月	0.95月 0.875月	1.90月 1.75月	3.65月
令和7年度 期末手当 勤勉手当	同上 (支給済)	<u>0.975月</u> <u>0.90月</u>	<u>1.925月</u> <u>1.775月</u>	<u>3.70月</u>
令和8年度 期末手当 勤勉手当	<u>0.9625月</u> <u>0.8875月</u>	<u>0.9625月</u> <u>0.8875月</u>	<u>1.925月</u> <u>1.775月</u>	<u>3.70月</u>

3 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）（第5条及び第6条関係）

(1) 給料表

人事委員会勧告どおり改定

(2) 期末手当の支給月数の引上げ

	6月期	12月期	合計
現行 期末手当	1.725月	1.725月	3.45月
令和7年度 期末手当	同上 (支給済)	<u>1.775月</u>	<u>3.50月</u>
令和8年度 期末手当	<u>1.75月</u>	<u>1.75月</u>	<u>3.50月</u>

4 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）

5 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）

6 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）

7 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）

（第7条及び第8条関係）

期末手当の支給月数の引上げ（一般職との均衡を図るもの）

	6月期	12月期	合計
現行 期末手当	1.725月	1.725月	3.45月
令和7年度 期末手当	同上 (支給済)	<u>1.775月</u>	<u>3.50月</u>
令和8年度 期末手当	<u>1.75月</u>	<u>1.75月</u>	<u>3.50月</u>

8 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）（第9条関係）

(1) 人事委員会勧告（令和7年度の公民較差の解消等）

特勤手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当の支給要件の緩和（第9条中第47条及び第51条関係）

<p>3 他の条例等との関連</p> <p>4 審議、調整、予算化等の状況</p>	<p>(2) 給特法等一部改正法の施行</p> <p>① 多学年学級担当手当の廃止（第9条中第2条及び第42条関係） 義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに伴うもの</p> <p>② 義務教育等教員特別手当の上限額の引上げ（第9条中第47条の2関係） 義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに伴い、職務の級及び号給の別に応じて支給する手当額を見直し、学級担任へ支給する手当額の加算を行うもの</p> <p>9 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）（第10条関係） 行政職、教育職、医療職及び高度専門職の給料上限額の引上げ（富山県一般職の職員等の給与に関する条例の給料表の改定に伴うもの）（別表関係）</p> <p>10 富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）（第11条関係） 事務都合退職の翌日に職員として採用された職員の退職手当の基本額の特例を設けるもの</p> <p>第2 施行期日等</p> <p>1 公布の日から施行する。ただし、給特法等一部改正法の施行に係る規定は、令和8年1月1日から、令和8年度の期末手当及び勤勉手当に関する規定は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 退職手当の基本額の特例に関する規定は令和7年3月31日から、令和7年度の公民較差の解消に係る給料表の改定、初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規定は令和7年4月1日から、令和7年度の期末手当及び勤勉手当に関する規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>1 改正が必要な条例及びその対応 特になし</p> <p>2 その他 条例の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で定める。</p> <p>条例改正に伴う必要額については、今議会で増額補正（本条例と併せて提案）を行う。</p>
---	--

議案第189号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件
富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和7年12月8日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)
の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第10条の6第2項第2号イ(ア)中「(エ)」を「(カ)」に改め、同号イ(イ)中「41キロメートル」を「6キロメートル」に改め、「(ウ)」の次に「及び(エ)」を加え、同号イ(ウ)中「41キロメートル」を「6キロメートル」に、「60キロメートル」を「46キロメートル」に、「24,440円」を「4,900円」に、「550円」を「610円」に改め、同号イ(エ)中「60キロメートル以上」を「46キロメートル以上60キロメートル未満」に、「34,890円」を「29,290円に使用距離が片道46キロメートルを超える距離1キロメートルを増すごとに600円を加えた額」に改め、同号イ(エ)の次に次のように加える。

(カ) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 37,690円

第20条第1項中「21,000円」を「22,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「31,500円」を「33,750円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105)」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5(特定管理職員にあつては、100分の107.5)」を加え、同条第3項中「100分の60)」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5)」を加える。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5(特

定管理職員にあつては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60)」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の62.5)」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				

47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			

101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000		

45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800		
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100		
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300		
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500		
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800		
79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100		
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300		
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500		
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800		
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100		
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300		
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500		
86	312,500	331,200	355,900	398,800				
87	313,200	332,200	357,400	399,400				
88	313,900	333,200	358,800	400,000				
89	314,600	334,100	360,100	400,300				
90	315,300	335,400	361,300	400,800				
91	316,000	336,600	362,500	401,300				
92	316,700	337,800	363,800	401,800				
93	317,200	339,000	365,100	402,200				
94	318,100	340,300	366,600	402,600				
95	319,000	341,500	368,100	403,100				

96	319,800	342,700	369,500	403,600
97	320,500	343,900	370,800	404,000
98	321,400	345,200	372,000	404,500
99	322,300	346,400	373,100	405,000
100	323,200	347,600	374,300	405,400
101	324,100	349,000	375,400	405,700
102	325,100	349,900	376,500	406,100
103	326,100	350,900	377,600	406,500
104	327,000	352,000	378,700	406,800
105	327,800	353,100	379,900	407,100
106	328,400	354,200	380,400	407,600
107	329,000	355,200	381,000	408,100
108	329,600	356,200	381,600	408,600
109	330,100	357,400	382,200	408,900
110	330,600	358,400	382,700	409,400
111	331,000	359,400	383,100	409,900
112	331,500	360,300	383,600	410,400
113	332,300	361,200	384,000	410,700
114	332,900	362,100	384,400	411,200
115	333,600	363,000	384,900	411,700
116	334,200	364,000	385,400	412,200
117	334,800	365,000	385,800	412,600
118	335,500	365,400	386,300	413,100
119	336,200	366,000	386,900	413,500
120	336,900	366,600	387,400	414,000
121	337,500	366,900	387,600	414,400
122	337,800	367,300	388,100	
123	338,300	367,700	388,600	
124	338,800	368,100	389,000	
125	339,100	368,500	389,500	
126		368,900	390,000	
127		369,300	390,500	
128		369,700	391,000	
129		370,100	391,300	
130		370,500	391,800	
131		370,900	392,300	
132		371,300	392,800	
133		371,500	393,100	
134		372,000	393,600	
135		372,300	394,000	
136		372,600	394,400	
137		372,900	394,700	
138		373,300	395,100	
139		373,800	395,600	
140		374,300	396,100	
141		374,600	396,400	
142		375,100		
143		375,600		
144		376,100		
145		376,400		

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第3条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	
	23	257,700	294,800	421,000	
	24	258,900	296,900	422,300	
	25	260,100	298,900	423,900	
	26	261,300	300,800	425,300	
	27	262,500	302,700	426,600	
	28	263,700	304,500	428,000	
	29	264,800	306,300	429,400	
	30	265,800	308,200	430,700	
	31	266,900	310,000	432,200	
	32	267,900	311,700	433,700	
33	269,000	313,400	435,300		
34	270,100	315,200	436,700		
35	271,300	316,900	438,300		
36	272,600	318,500	439,800		
37	273,800	320,100	441,500		
38	274,900	321,800	443,000		
39	276,100	323,600	444,600		
40	277,200	325,300	446,200		
41	278,500	326,600	447,700		
42	279,500	328,500	449,200		

43	280,500	330,300	450,400
44	281,400	332,000	451,600
45	282,000	333,600	452,800
46	282,800	335,500	454,100
47	283,600	337,200	455,300
48	284,400	338,900	456,500
49	285,100	340,600	457,600
50	285,900	342,300	458,800
51	286,600	344,000	460,000
52	287,400	345,700	461,200
53	288,200	347,400	462,400
54	289,000	348,700	463,600
55	289,700	350,000	464,800
56	290,500	351,300	466,000
57	291,200	352,800	467,100
58	291,800	354,400	467,700
59	292,600	355,900	468,200
60	293,400	357,500	468,700
61	294,100	358,900	469,200
62	294,700	360,500	
63	295,500	362,100	
64	296,100	363,500	
65	297,100	365,000	
66	297,900	366,600	
67	298,600	368,200	
68	299,300	369,700	
69	299,900	371,200	
70	300,600	372,800	
71	301,300	374,300	
72	302,000	375,800	
73	302,700	377,300	
74	303,400	378,900	
75	304,100	380,500	
76	304,600	382,000	
77	305,200	383,400	
78	305,800	384,800	
79	306,500	386,200	
80	307,100	387,500	
81	307,600	388,800	
82	308,200	390,200	
83	308,900	391,500	
84	309,600	392,800	
85	310,200	393,900	
86	311,000	395,300	
87	311,700	396,600	
88	312,300	397,900	
89	313,000	399,100	
90	313,800	400,400	
91	314,600	401,500	
92	315,400	402,700	
93	315,900	403,900	

94	316,700	405,000
95	317,500	406,200
96	318,300	407,400
97	318,900	408,800
98	319,600	409,800
99	320,400	410,800
100	321,100	411,800
101	321,900	412,700
102	322,700	413,700
103	323,600	414,800
104	324,400	415,900
105	325,000	416,600
106	325,800	417,500
107	326,600	418,400
108	327,400	419,300
109	328,100	420,100
110	328,500	420,900
111	328,800	421,700
112	329,300	422,500
113	329,800	423,100
114	330,200	423,800
115	330,600	424,500
116	331,000	425,200
117	331,500	425,800
118	332,000	426,300
119	332,400	426,600
120	332,900	426,900
121	333,400	427,200
122	333,800	427,500
123	334,200	427,800
124	334,700	428,000
125	335,200	428,200
126	335,500	428,500
127	335,800	428,800
128	336,100	429,000
129	336,300	429,200
130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800
140	339,100	432,000
141	339,300	432,200
142	339,500	432,500
143	339,800	432,800
144	340,000	433,000

	145	340,300	433,200		
	146	340,500			
	147	340,800			
	148	341,100			
	149	341,300			
	150	341,500			
	151	341,800			
	152	342,100			
	153	342,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		247,200	288,900	348,200	436,000

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	385,200	466,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	20	253,400	269,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	388,500	
	23	257,700	272,500	389,700	
	24	258,900	273,700	390,800	
	25	260,100	275,000	391,800	
	26	261,200	276,700	393,000	
	27	262,300	278,400	394,100	
	28	263,400	280,100	395,200	
	29	264,600	281,800	396,300	
	30	265,700	283,800	397,500	
	31	266,800	286,000	398,700	
	32	267,800	288,200	399,800	
	33	268,900	290,400	400,800	
	34	269,900	292,600	401,900	
	35	270,900	294,800	403,100	
	36	272,000	296,900	404,300	
	37	273,200	298,900	405,500	
	38	274,100	300,800	406,800	
	39	275,100	302,700	407,900	
	40	276,200	304,500	409,100	
	41	277,400	306,300	410,200	
	42	278,500	308,200	411,500	
	43	279,600	310,000	412,500	
	44	280,700	311,700	413,600	
	45	281,600	313,400	414,800	

46	282,400	315,200	416,000
47	283,200	316,900	417,200
48	284,000	318,500	418,400
49	284,600	320,100	419,500
50	285,400	321,800	420,500
51	286,100	323,600	421,800
52	286,800	325,300	423,000
53	287,600	326,600	424,200
54	288,400	328,500	425,300
55	289,000	330,300	426,400
56	289,700	332,000	427,500
57	290,400	333,600	428,500
58	291,200	335,500	429,700
59	292,000	337,200	430,900
60	292,600	338,900	432,100
61	293,200	340,600	432,700
62	293,900	342,300	433,500
63	294,600	344,000	434,200
64	295,100	345,700	434,700
65	295,800	347,400	435,000
66	296,500	348,700	435,300
67	297,100	350,000	435,700
68	297,700	351,300	436,100
69	298,400	352,800	436,400
70	299,100	354,300	436,800
71	299,700	355,800	437,100
72	300,400	357,300	437,400
73	300,900	358,600	437,700
74	301,500	360,100	438,000
75	302,200	361,600	438,300
76	302,700	363,000	438,600
77	303,300	364,400	438,800
78	303,900	365,900	439,100
79	304,500	367,400	439,400
80	305,100	368,900	439,600
81	305,600	370,200	439,800
82	306,100	371,500	
83	306,700	372,800	
84	307,300	374,000	
85	307,700	375,200	
86	308,100	376,400	
87	308,600	377,500	
88	309,100	378,600	
89	309,500	379,600	
90	310,000	380,700	
91	310,400	381,800	
92	310,900	382,900	
93	311,200	384,000	
94	311,700	385,100	
95	312,200	386,100	
96	312,600	387,200	

97	312,900	388,200
98	313,300	389,200
99	313,700	390,100
100	314,100	391,000
101	314,500	391,800
102	314,800	392,800
103	315,100	393,600
104	315,400	394,500
105	315,600	395,300
106	315,900	396,200
107	316,200	397,100
108	316,400	398,000
109	316,600	398,800
110	316,800	399,800
111	317,100	400,700
112	317,400	401,600
113	317,600	402,200
114	317,800	403,100
115	318,000	404,000
116	318,300	404,900
117	318,600	405,700
118	318,800	406,400
119	319,100	407,200
120	319,400	408,000
121	319,600	408,600
122	319,800	409,300
123	320,000	410,000
124	320,300	410,600
125	320,600	411,200
126		411,900
127		412,400
128		413,000
129		413,600
130		414,200
131		414,700
132		415,200
133		415,500
134		415,800
135		416,000
136		416,300
137		416,600
138		416,900
139		417,200
140		417,500
141		417,800
142		418,100
143		418,400
144		418,700
145		418,900
146		419,200
147		419,500
148		419,700

	149		419,900		
	150		420,200		
	151		420,500		
	152		420,700		
	153		420,900		
	154		421,200		
	155		421,500		
	156		421,700		
	157		421,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		238,400	285,800	341,600	425,600

備考

- この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第3条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	

45	268,200	323,900	390,700	449,500
46	269,500	324,400	391,700	450,300
47	270,700	324,900	392,500	451,200
48	271,900	325,300	393,200	452,100
49	273,100	325,700	393,900	452,900
50	274,200	326,100	394,600	453,700
51	275,300	326,400	395,200	454,300
52	276,400	326,900	395,800	455,100
53	277,400	327,300	396,400	455,500
54	278,500	327,700	397,100	456,100
55	279,500	328,100	397,900	456,600
56	280,500	328,400	398,700	457,100
57	281,500	328,800	399,300	457,600
58	282,200	329,100	400,100	
59	282,700	329,500	400,800	
60	283,300	329,800	401,500	
61	283,900	330,200	402,100	
62	284,500	330,700	402,800	
63	285,100	331,300	403,400	
64	285,600	331,800	404,100	
65	286,200	332,200	404,800	
66	286,700	332,800	405,400	
67	287,300	333,300	406,000	
68	287,800	333,900	406,700	
69	288,400	334,400	407,400	
70	289,100	334,900	407,900	
71	289,700	335,400	408,500	
72	290,300	336,000	409,100	
73	290,900	336,500	409,600	
74	291,500	337,200	410,200	
75	292,100	337,900	410,800	
76	292,800	338,600	411,300	
77	293,400	339,200	411,800	
78	294,100	339,800	412,300	
79	294,800	340,500	412,800	
80	295,300	341,200	413,500	
81	295,900	341,900	413,900	
82	296,500	342,600		
83	297,200	343,200		
84	297,800	343,800		
85	298,300	344,300		
86	298,900	344,800		
87	299,600	345,200		
88	300,200	345,600		
89	300,700	345,900		
90	301,300	346,400		
91	302,000	346,700		
92	302,600	347,100		
93	303,200	347,400		
94	303,800	347,700		
95	304,400	348,100		

96	305,000	348,500			
97	305,300	349,000			
98	305,800	349,500			
99	306,400	350,000			
100	306,900	350,500			
101	307,300	351,000			
102	307,700	351,500			
103	308,000	351,900			
104	308,400	352,400			
105	308,800	352,800			
106	309,200	353,200			
107	309,600	353,700			
108	309,900	354,100			
109	310,100	354,600			
110	310,500	355,000			
111	310,800	355,400			
112	311,000	355,800			
113	311,300	356,300			
114	311,600	356,700			
115	311,900	357,100			
116	312,200	357,500			
117	312,400	358,000			
118	312,700	358,400			
119	312,900	358,800			
120	313,200	359,200			
121	313,500	359,600			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		

	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	461,900
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	461,900
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	461,900
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	461,900
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	461,900
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	461,900
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	461,900
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	461,900
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	461,900
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	461,900
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	461,900	

49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700	
79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,100	
80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,500	
81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900	
82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,400	
83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,800	
84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,200	
85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,600	
86		303,000	341,100	362,300		
87		303,200	341,400	362,600		
88		303,400	341,700	362,900		
89		303,800	342,000	363,300		
90		304,000	342,200	363,600		
91		304,200	342,600	363,800		
92		304,400	342,900	364,100		
93		304,800	343,100	364,400		
94		305,000	343,400	364,800		
95		305,200	343,700	365,200		
96		305,500	343,900	365,600		
97		305,800	344,100	366,100		
98		306,000	344,400	366,500		
99		306,200	344,700	366,900		
100		306,500	344,900	367,300		
101		306,800	345,100	367,800		

	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000		

46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800		
91	298,200	327,500	364,000	382,100		
92	298,700	328,500	364,600	382,400		
93	299,200	329,300	365,000	383,000		
94	299,600	330,000	365,400	383,500		
95	300,100	330,700	365,900	384,000		
96	300,700	331,300	366,300	384,500		

97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		
137	313,900	345,500		
138	314,200	345,900		
139	314,500	346,300		
140	314,800	346,700		
141	315,000	347,000		
142	315,300	347,400		
143	315,700	347,700		
144	316,000	348,100		
145	316,200	348,400		
146	316,400	348,800		
147	316,700	349,200		
148	317,000	349,600		

	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、
准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の62.5）を「100分の61.25」に改める。

別表第3のアの表の備考の2中「7,700円」を「11,500円」に改め、同表の備考の2の次に次の1項を加える。

- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3のイの表の備考の2中「7,500円」を「11,500円」に改め、同表の備考の2の次に次の1項を加える。

- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「100分の95」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を、「100分の87.5」の次に「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を加える。

第4条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

第6条第2項中「100分の172.5」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を加える。

第6条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「、「100分の172.5」を「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）第1条第3項ただし書

第8条 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を、「100分の175」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

第9条 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第40号を次のように改める。

(40) 削除

第42条を削り、第42条の2を第42条とする。

第47条第2項中「新たに」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員、新たに」に改める。

第47条の2第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、次の各号に掲げる校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担当する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

第51条第2項中「新たに」を「新たに給料表の適用を受ける教育職員となつてへき地学校等又は前項の規定により人事委員会が指定する学校等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した教育職員又は新たに」に改める。

（富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第10条 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「258,100円」を「268,300円」に、「375,900円」を「387,500円」に、「366,200円」を「380,800円」に、「864,000円」を「893,000円」に改める。

（富山県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第11条 富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

33 当分の間、退職した者の在職期間中に、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者（任命権者が知事の承認を

得たものに限る。)で、第20条第1項の規定により、この条例の規定による退職手当が支給されないこととなつたことがある者に対する退職手当の基本額が、先の退職した日に当該理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けていた給料月額を基礎として、第3条から第5条の3の2まで、附則第7項及び附則第24項から前項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者の退職手当の基本額とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中別表第3のアの表の備考の2の改正規定及び同表のアの表の備考の2の次に1項を加える改正規定並びに同表のイの表の備考の2の改正規定及び同表のイの表の備考の2の次に1項を加える改正規定並びに第9条中第2条第2項第40号の改正規定、第42条を削り、第42条の2を第42条とする改正規定及び第47条の2第2項の改正規定は令和8年1月1日から、第2条中第22条第2項各号列記以外の部分及び第3項並びに第23条第2項第1号及び第2号の改正規定、第4条、第6条及び第8条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第11条の規定による改正後の富山県職員等退職手当支給条例（以下「退職手当条例」という。）の規定は令和7年3月31日から、第1条の規定（富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第8条の2第1項第1号及び第2号、第10条の6第2項第2号、第20条第1項並びに別表第1から別表第5までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定、第9条の規定（富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（以下「特殊勤務手当条例」という。）第47条第2項及び第51条第2項の改正規定に限る。）による改正後の特殊勤務手当条例の

規定、及び第10条の規定による改正後の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は同年7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条第2項各号列記以外の部分及び第3項並びに第23条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定並びに第7条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例及び富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（次条において「改正後の知事等給与条例等」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等、改正後の会計年度任用職員条例又は第11条の規定による改正後の退職手当条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の任期付研究員条例、第7条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例若しくは富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例、第10条の規定による改正前の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例又は第11条の規定による改正前の退職手当条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等、改正後の会計年度任用職員条例又は改正後の退職手当条例の規定による給与の内払とみなす。

（特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

第3条 第9条の規定による改正後の特殊勤務手当条例第47条第2項及び第51条第2項の規定は、令和4年4月2日から令和7年4月1日の前日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員又は教育職員となって同条例第46条第1項に規定する特地公署、同条例第47条第1項に規定する準特地公署、同条例第50条第1項に規定するへき地学校等又は同条例第51条第1項に規定する特別の地域に所在する学校等で人事委員会が指定する学校等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

（人事委員会規則への委任）

第4条 第2条及び前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条、第2条（略）</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1）</p> <p>(2) 公安職給料表（別表第2）</p> <p>(3) 教育職給料表（別表第3）</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <p>(4) 研究職給料表（別表第4）</p> <p>(5) 医療職給料表（別表第5）</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4条～第8条（略）</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から1年を経過するご</p>	<p>第1条、第2条（略）</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 同左</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4条～第8条（略）</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第8条の2 同左</p>	

現行	改正案	備考
<p>とにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。この場合において、初任給調整手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、初任給調整手当を受けている職員が人事委員会規則で定める支給要件を欠くに至った場合においてはその日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって初任給調整手当の支給を終わる。</p> <p>(1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額416,600円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額51,600円</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第9条～第10条の5 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条の6 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この項、次項及び第8項において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使</p>	<p>(1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額417,600円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額52,100円</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第9条～第10条の5 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条の6 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>	<p>医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から支給額の限度額を増額改定するもの（令和7年4月1日から遡及適用）</p>

現行	改正案	備考
<p>用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位数期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車等のうち自転車以外のもの(以下「自転車以外の交通の用具」という。)を使用する職員(ウに掲げる職員を除く。)</p> <p>(イ) 自転車以外の交通の用具の使用距離((イ)から(イ)までにおいて「使用距離」という。)が片道3キロメートル未満である職員 2,610円</p> <p>(ロ) 使用距離が片道3キロメートル以上41キロメートル未満である職員 3,170円に使用距離が片道3キロメートルを超える距離(1キロメートルに満たない端数は、切り捨てる。(ロ)____において同じ。)1キロメートルを増すごとに560円を加えた額</p> <p>(ハ) 使用距離が片道41キロメートル以上60キロメートル未満である職員 24,440円に使用距離が片道41キロメートルを超える距離1キロメートルを増すごとに550円を加えた額</p> <p>(ニ) 使用距離が片道60キロメートル以上_____である職員 34,890円</p> <p>_____ (新設)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定</p>	<p>2 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同左</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 同左</p> <p>(イ) 自転車以外の交通の用具の使用距離((イ)から(イ)までにおいて「使用距離」という。)が片道3キロメートル未満である職員 2,610円</p> <p>(ロ) 使用距離が片道3キロメートル以上6キロメートル未満である職員 3,170円に使用距離が片道3キロメートルを超える距離(1キロメートルに満たない端数は、切り捨てる。(ロ)及び(ロ)において同じ。)1キロメートルを増すごとに560円を加えた額</p> <p>(ハ) 使用距離が片道6キロメートル以上46キロメートル未満である職員 4,900円に使用距離が片道6キロメートルを超える距離1キロメートルを増すごとに610円を加えた額</p> <p>(ニ) 使用距離が片道46キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,290円に使用距離が片道46キロメートルを超える距離1キロメートルを増すごとに600円を加えた額</p> <p>(イ) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 37,690円</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 同左</p>	<p>自動車等使用者に対する通勤手当について、距離区分別支給額を引き上げるもの</p>

現行	改正案	備考
<p>める額又は前号に定める額 3～10 (略)</p> <p>第10条の7～第19条 (略)</p> <p>(宿日直手当) 第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては<u>21,000円</u>、その他の宿日直勤務にあつては<u>7,400円</u>を超えない範囲内において任命権者が人事委員会の承認を得て定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務については、その額は、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては<u>31,500円</u>、その他の宿直勤務にあつては<u>11,100円</u>を超えない範囲内において任命権者が人事委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第20条の2、第21条 (略)</p> <p>(期末手当) 第22条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に _____ 100分の125 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。) にあつては、100分の105) _____ を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各</p>	<p>3～10 (略)</p> <p>第10条の7～第19条 (略)</p> <p>(宿日直手当) 第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては<u>22,500円</u>、その他の宿日直勤務にあつては<u>7,700円</u>を超えない範囲内において任命権者が人事委員会の承認を得て定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務については、その額は、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては<u>33,750円</u>、その他の宿直勤務にあつては<u>11,550円</u>を超えない範囲内において任命権者が人事委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第20条の2、第21条 (略)</p> <p>(期末手当) 第22条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。) にあつては、100分の105) 、12月に支給する場合には100分の127.5 (特定管理職員にあつては、100分の107.5) を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各</p>	<p>宿日直手当の支給限度額を引き上げるもの (令和7年4月1日から遡及適用)</p> <p>期末手当の算出に係る支給割合を引き上げるもの (令和7年12月1日から遡及適用)</p>

現行	改正案	備考
<p>第23条の2～第30条 (略)</p> <p><u>別表第1 (第3条関係)</u> 行政職給料表 (略)</p> <p><u>別表第2 (第3条関係)</u> 公安職給料表 (略)</p> <p><u>別表第3 (第3条関係)</u> 教育職給料表 ア 教育職給料表(1) (略) イ 教育職給料表(2) (略)</p> <p><u>別表第4 (第3条関係)</u> 研究職給料表 (略)</p> <p><u>別表第5 (第3条関係)</u> 医療職給料表 ア 医療職給料表(1) (略) イ 医療職給料表(2) (略) ウ 医療職給料表(3) (略)</p> <p>別表第6～別表第8 (略)</p>	<p>第23条の2～第30条 (略)</p> <p><u>別表第1 (第3条関係)</u> 行政職給料表 (略)</p> <p><u>別表第2 (第3条関係)</u> 公安職給料表 (略)</p> <p><u>別表第3 (第3条関係)</u> 教育職給料表 ア 教育職給料表(1) (略) イ 教育職給料表(2) (略)</p> <p><u>別表第4 (第3条関係)</u> 研究職給料表 (略)</p> <p><u>別表第5 (第3条関係)</u> 医療職給料表 ア 医療職給料表(1) (略) イ 医療職給料表(2) (略) ウ 医療職給料表(3) (略)</p> <p>別表第6～別表第8 (略)</p>	<p>給料表を改定するもの(各給料表は、人事委員会勧告どおりの改正のため、省略。令和7年4月1日から遡及適用)</p>

富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条、第2条（略）</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 教育職給料表（別表第3）</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <p>(4)、(5)（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4条～第21条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と</p>	<p>第1条、第2条（略）</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 教育職給料表（別表第3）</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <p>(4)、(5)（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4条～第21条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の106.25</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」と</p>	<p>備考</p> <p>期末手当の算出に係る支給割合を平準化するもの（令和8年4月1日施行）</p> <p>同上</p>

現行	改正案	備考
<p>する。 4～6 (略)</p> <p>第22条の2、第22条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第23条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の52.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第23条の2～第30条 (略) 別表第1、別表第2 (略)</p> <p>別表第3（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">教 育 職 給 料 表</p>	<p>する。 4～6 (略)</p> <p>第22条の2、第22条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第23条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第23条の2～第30条 (略) 別表第1、別表第2 (略)</p> <p>別表第3（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">教 育 職 給 料 表</p>	<p>勤勉手当の支給総額の算出に係る支給割合を平準化するもの（令和8年4月1日施行）</p>

現行	改正案	備考
<p>ア 教育職給料表(1)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>7,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ア 教育職給料表(1)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>11,500円</u>をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>3,800円</u>をそれぞれ加算した額とする。</p>	<p>教職調整額の引上げに伴い、教職調整額が不支給の級に対し本給加算を行うもの（令和8年1月1日施行）</p>
<p>イ 教育職給料表(2)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>7,500円</u>をそれぞれ加算した額とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表第4～別表第8 (略)</p>	<p>イ 教育職給料表(2)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>11,500円</u>をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>4,000円</u>をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>別表第4～別表第8 (略)</p>	<p>教職調整額の引上げに伴い、教職調整額が不支給の級に対し本給加算を行うもの（令和8年1月1日施行）</p>